

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給について

1 概要

1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った介護保険と医療保険の利用者負担額を世帯で合算した額が、一定の上限を超えたときは、その超えた額を申請により支給します。

※ 介護予防・生活支援サービス事業にも同様の制度があります。

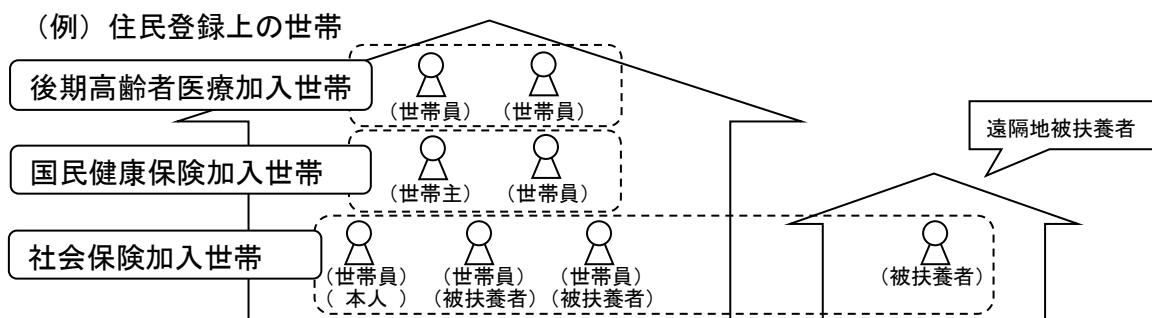
2 合算対象となる世帯の範囲

毎年7月31日を基準日として、その時点の医療保険の世帯※が合算対象となります。

※ 後期高齢者医療の場合：同一世帯内の被保険者

国民健康保険の場合：世帯主及びその世帯員

社会保険等の場合：被保険者及びその被扶養者



3 対象者及び基準額（年額）

【 国民健康保険加入者 】

区分	70 歳未満
上位所得者 (旧ただし書き所得 901 万円超)	212 万円
上位所得者 (旧ただし書き所得 600 万円超 901 万円以下)	141 万円
一般 (旧ただし書き所得 210 万円超 600 万円以下)	67 万円
一般 (旧ただし書き所得 210 万円以下)	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

【 国民健康保険又は後期高齢者医療加入者 】

区分	70 歳以上
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額 83 万以上、課税所得 690 万円以上)	212 万円
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額 53 万以上 79 万円以下、課税所得 380 万円以上)	141 万円
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額 28 万以上 50 万円以下、課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般 (標準報酬月額 26 万以下、課税所得 145 万円未満)	56 万円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	31 万円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯かつ所得 0 円) ※所得を算定する上で公的年金等控除額は一律 80 万円（令和 7 年 8 月から 806,700 円）で計算	19 万円

※ 低所得者Ⅰに該当する世帯で、同一世帯内に複数の介護保険サービス利用者がある場合、介護保険分の支給額は、低所得者Ⅱの基準額で計算します。

4 対象となる利用者負担額

- (1) 介護保険サービスについては、(介護予防)福祉用具購入費・(介護予防)住宅改修費を除き、各サービスの1割、2割又は3割負担分が対象となります。
- (2) 高額介護(介護予防)サービス費の支給対象者については、その支給分については算定しません。この場合の対象となる利用者負担額は、負担上限額となります(高額療養費も同様)。
- (3) 公費負担によりサービスを受けている場合及び施設の独自減免を受けている場合、その部分については算定しません。

5 申請先

基準日(7月31日)において加入している医療保険者

6 申請に必要なもの

- (1) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- (2) 各保険者(介護・医療)が発行する自己負担額証明書
※ 申請先が福山市国民健康保険・広島県後期高齢者医療(基準日(7月31日)の介護保険者が福山市の場合に限る。)の場合は、福山市介護保険に係る自己負担額証明書は不要となります。
※ 申請先が福山市国民健康保険・広島県後期高齢者医療以外(広島県後期高齢者医療であるが、基準日(7月31日)の介護保険者が福山市ではない場合を含む。)は、福山市介護保険担当窓口(1)の申請書により、自己負担額証明書の交付を受けてください。
- (3) 個人番号(マイナンバー)が分かるもの
- (4) 振込口座が分かるもの ※原則、被保険者本人の口座としてください。
- (5) 【やむを得ず被保険者本人以外の方を振込先名義人とする場合】
被保険者本人と続柄が確認できる書類(戸籍抄本の写しなど)

お問合せ先
(介護保険分に関すること)

介護保険課	084-928-1166	神辺保健福祉課	084-962-5005
松永保健福祉課	084-930-0410	新市支所	0847-52-5515
北部保健福祉課	084-976-8803	沼隈支所	084-980-7704
東部保健福祉課	084-940-2572		

※ 医療保険分に関することについては、各医療保険の担当窓口にお問合せください。